

調達要求番号：6PZH1A10042

仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
航空燃料タンク内部 清掃・点検役務	業補第R 8－2 1 号		
	作	成	令和 8 年 8 月 2 4 日
	変	更	年 月 日
	作成部隊等名		木更津駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、木更津駐屯地内における航空燃料タンク清掃点検役務について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の概要

中間POL No. 2タンク（2000KLタンク）内部清掃・点検

2.2

履行期限 令和 8年 12月 31日（木）

2.3 実施時期

日程等については官側と細部調整を実施するものとする。

2.4 作業実施場所

千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地（航空燃料施設内）

2.5 提出書類

2.5.1 着手に先立ち、着手届、役務工程表等を提出

2.5.2 役務写真は、着手前、作業日程毎、完了後および隠ぺい部分のほか、監督官の指示する箇所及び使用材料を撮影し、役務写真帳（A4版）に整理のうえ1部を提出する。

2.5.3 履行期限内に、マニフェストE票を提出

3 品質保証

3.1 保証

官側に損害を与えた場合は直ちに現状に復するものとし、補償の義務を負うものとする。

4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当管等に申し出てその指示を受けるものとする。

5 秘密保全

5.1 請負業者は、この契約の履行にあたり直接または間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

5.2 作業員は全員日本国籍を有する者とする。

6 その他

6.1 請負者は十分な経験と技術を有している者とする。

6.2 作業の実施に先立ち、作業実施日等を官側と調整すること。

6.3 作業時間については、9時から16時までの間とし、作業終了後は、施設及び機器に異常が無いことを確認すること。

6.4 役務の実施については、土曜日、日曜日及び祝日は含まないものとする。

6.5 施工に際しては、次の内容を履行すること。

6.5.1 関連自治体等の条例の遵守、関係機関への届出等必要な手続きを実施すること。

6.5.2 タンク内の残油は隣接するNo.1タンクへ移送すること。(移送距離は約60m)

6.5.3 作業に先立ち、ガス検知器・酸素濃度測定・避難器具等を準備し、ガスによる人体被害防止を図ること。

6.5.4 作業期間中、タンク側の払出バルブ1基交換予定のため、他の業者と官側と調整したうえ、連携して作業すること。

6.5.5 使用する機材は、耐圧及び防爆の性能を有するものとする。

6.5.6 タンク本体との接続配管との縁切り(フレキシブルメタルホース)を取り外しエンドフランジの取り付け及び復旧は請負業者で行うこと。

6.5.7 下記の部品は請負者において新品に取り換えること。

a) 側板マンホール用ボルトナット (36×105mm)	24組
b) 頂部マンホール用ボルトナット (304×24×46mm)	20組
c) 給油管、送油管ボルトナット (30×115mm)	32組
d) 排油管ボルトナット (24×85mm)	16組
e) 側板マンホール用ガスケット (760×610×3 RF)	1個
f) 頂部マンホール用ガスケット (760×610×3 RF)	1個
g) ガスケット (7インチ)	2個
h) ガスケット (6インチ)	4個
i) ボンディングアース	1式

6.5.8 引火爆発の危険がある作業につき、火気には十分注意し、火花を有するもの、もしくは発火する恐れのある器具を使用しないこと。

6.5.9 清掃前にタンク内部のガスを送風機等でよく換気し、安全を確認した後入槽すること。

6.5.10 タンク内部の清掃は、まずマンホールを開放し、残油及びスラッジ等を抜き取る。次にスラッジ等の除去後、タンク内部の底部及び側板部を、高圧洗浄機を使用して入念に錆落としをする。また、錆落とし完了後に洗剤、水を使用して洗浄し、ウエス拭きをして完全に乾燥させること。

6.6 タンク内部清掃に伴う残留油処理は、バキューム車等に回収し、使用できる油（A）、泥油（B）、スラッジ（C）に区分し、（A）については、清掃後にタンクに戻し、それ以外については、請負者が場外に搬出し、合法的に処理を行うものとする。なお、油処理に係わる経費については、すべて業者負担とし、産業廃棄物処理票（マニフェスト）を処理終了後、速やかに官側に提出すること。

6.7 目視点検はタンク全体の状況及び底板内面下部等の腐食、損傷及び変形等の異常の有無を検査すること。

6.7.1 点検項目については、塗膜状況確認、脚長測定、角度測定、その他付帯設備確認とする。